



2025年1月6日

各 位

会 社 名 セーラー広告株式会社
代 表 者 代表取締役社長 村上 義憲
(コード2156 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執行役員総務局長 西分 太郎
(電話087-825-1156)

自己株式を活用した第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付） の払込完了に関するお知らせ

当社は、2024年12月19日開催の取締役会において決議いたしました、自己株式を活用した第三者割当の方法による第4回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日、割当先である Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下、「LCAO」といいます。）及び MAP246 Segregated Portfolio（以下、「MAP246」といいます。）を個別に又は総称して、以下、「割当先」といいます。）との間で本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本新株予約権引受契約」といいます。）を締結し、払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権の詳細につきましては、2024年12月19日に公表いたしました「自己株式を活用した第三者割当による第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	2025年1月6日
(2) 発行新株予約権数	10,000個
(3) 発行価額	総額4,040,000円 (本新株予約権1個につき404円)
(4) 当該発行による潜在株式数	1,000,000株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権について、上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権について、下限行使価額は210円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,000,000株です。
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	424,040,000円（差引手取金概算額：408,846,000円） (内訳) 新株予約権発行による調達額：4,040,000円 新株予約権行使による調達額：420,000,000円 差引手取金概算額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とし、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額及び差引手取金概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額及び差引手取金概算額は減少する可能性があります。

<p>(6) 行使価額及び行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額 420 円</p> <p>2025 年 1 月 7 日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下、「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下、「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額の小数第 1 位未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は下回る場合には、本新株予約権の行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（以下、修正後の行使価額を「修正後行使価額」といいます。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に発行要項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。</p> <p>但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。</p> <p>また、上記（4）のとおり、本新株予約権について、上限行使価額はありません。</p>
<p>(7) 募集又は割当方法（割当先）</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。</p> <p>LCAO 8,000 個</p> <p>MAP246 2,000 個</p>
<p>(8) 新株予約権の行使期間</p>	<p>2025 年 1 月 7 日から 2028 年 1 月 6 日までとします。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とします。</p>
<p>(9) その他</p>	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権引受契約を締結しております。</p> <p>本新株予約権引受契約においては、割当先が新株予約権を譲渡する場合には当社の事前の書面による承認を要する旨が規定されております。</p>

以 上